



第8章

令和3年版
再犯防止推進白書

関係機関の人的・物的体制の 整備等のための取組



奇跡の一本松

第8章

関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

第1節

関係機関の人的・物的体制の整備等

1 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁は、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、刑事施設及び少年院に高齢者や障害を有する受刑者を始めとして、出所後に福祉の支援を要する受刑者等に対する的確な支援を行うため、福祉専門官を配置（【施策番号34】参照）している。また、刑事施設、少年院及び少年鑑別所に、処遇を充実させるための刑務官、法務教官及び法務技官等を配置しているほか、採用広報を含め、より良い人材の確保・育成に向けた取組を実施するなど、特性に応じた指導・支援に必要な人的体制の整備を進めている。

さらに、地方更生保護委員会及び保護観察所に受刑者に対する重点的・継続的な生活環境の調整、満期釈放者に対する社会復帰支援の充実強化等のため、保護観察官を増配置するとともに、2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）にかけて地方更生保護委員会に調整指導官を設置し、2021年度（令和3年度）からは、一部の保護観察所に社会復帰対策官を設置するなど、必要な人的体制の整備を進めている。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や病院、特定非営利活動法人等を探して受入れを依頼したりするなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官の配置を進めている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置しており、必要な人的体制を整備している。

2 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁は、都道府県警察において、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

法務省における研修については【施策番号38】を参照。

法務省職員の研修等への派遣については【施策番号100、110】を参照。

検察庁は、学校関係者等に対し、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組の説明を行っている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

3 矯正施設の環境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設において、医療体制の充実、バリアフリー化及び再犯の防止等に関する施策の推進を目的とした各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。2020年度（令和2年度）は、円滑な職業訓練・指導環境の

整備に資する改修・修繕を行ったほか、宮城刑務所及び広島刑務所等の再犯防止施策に資する施設の整備を行っている。しかしながら、矯正施設284庁（農場及び婦人補導院を含む。）のうち、119庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化により整備が必要な施設も多く残る。今後、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することで、引き続き、再犯防止施策の基盤となる矯正施設の環境整備を着実に推進することとしている。

